

公契約法及び公契約条例の制定等を求める会長声明

意見の趣旨

当会は、宮崎県内のすべての地方公共団体に対して、公契約条例の制定を求めるとともに、国に対して、公契約法を制定すること及び公契約条例制定に向けて全国の地方公共団体を支援することを求める。

意見の理由

- 1 「公契約」とは、当事者の少なくとも一方が公の機関である契約を指し、具体的には国や自治体が締結する公共工事や業務委託の契約を指す。そして、公契約の条項に、当該公契約による事業で働く労働者の賃金等の労働条件の最低基準たる「労働条項」を盛り込むことによって、適正な労働条件を確保しようとする法律や条例を公契約法・公契約条例という。
- 2 わが国では、被用者全体に占める非正規労働者の割合が35.2%（2011年）にのぼり、さらに、非正規労働者の賃金は正規労働者に比べ低廉に抑えられ、上昇率も著しく低いという状況にある。完全失業率も、依然として4%台を維持しており、就労の機会を得る困難さに加え、就労先の確保ができたとしても、多くが低賃金の非正規労働を余儀なくされるという過酷な状況にある。なお、「34歳以下の有配偶者率」は「正規労働者」が40%に達するのに対し、「非正規労働者」では11%程度と大きな開きになっており、非正規労働者の増加は、「少子化の加速」といったわが国の社会構造にも深刻な影を落とすことになっている。

このような深刻な労働環境は公契約に従事する労働者についても同様である。国や地方自治体は、財政難により公共サービスの効率化やコストダウンが求められ、他方、受注業者は過当競争というべき状況にあり、その結果、低価格の公契約が増大しやすい状況にある。特に、競争入札方式においては、落札するために前年度の落札額をさらに下回る価格の提示が事実上必要となっており、多くの自治体で、毎年、落札額の低下という事態が生じている。

このため、受注先である民間業者の経営悪化と労働者の労働条件の著しい低下や非正規労働者の拡大という問題が生じている。

なお、公共工事の発注契約では、適正な資材費や賃金の支払いを確保し手抜き工事やダンピングを防止するために、入札に当たって最低価格を設定する場が多い。また、最低制限価格などの事前公表等により適正な価格で公契約が締結されるよう配慮する場合もある。しかし、現実には、元請・下請・孫請という重層構造の中で、下請や孫請は受注価格が削減され、その受注企業の経営を圧迫し、その業務に直接従事している労働者に低賃金が押しつけられる状況にある。

- 3 公契約にかかる事業は、公的資金を用いた公共性の強い性格を持っているのであるから、業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するのは当然であるが、それにとどまらず、地域経済全体の労働条件の引上げの牽引役となった上で、市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会を実現すべき役割を担っているというべきである。公契約法・公契約条例によって地域

の労働者の生活水準を向上することは、国や地方公共団体にとっても福祉的支出の減額、税収の増加等の大きなメリットがある。

- 4 ところで、国際労働機関（ILO）においては、1949年に94号条約として「公契約における労働条項に関する条約」が成立している。この条約は、下請も含めた公契約に基づく業務で働く労働者について、国内の法令等の最低基準よりも有利な労働条件となる条項を公契約に定めなければならない、というものである。現在60カ国を超える国がこの条約を批准しており、もはや公契約規制は世界的な流れになっているが、日本は未だこの条約を批准していない。

他方で、地方自治体レベルでは、近年公契約条例制定の動きが急速に高まってきた。2009年に野田市が公契約条例を制定し、更に2010年及び2011年の改正を経て、清掃業務についての労働者の時給が100円上昇し、「官製ワーキングプア」解消に向けての確実な効果を挙げている。また、2010年には、川崎市が契約条例を大幅に改正して、政令指定都市としては初めて公契約条例を設けた。川崎市契約条例は、その適用対象となる労働者にいわゆる「1人親方」も含め、指定出資法人やPFI事業者についても条例に準じた措置をとる努力義務を設けるなど、適正な賃金の確保をより広範な契約に求めようとしている。

その後も多摩市、相模原市、渋谷区、国分寺市などで条例が成立しており、今後も条例制定が拡大する見込みである。

- 5 平成23年4月14日の日弁連「公契約法・公契約条例の制定を求める意見書」でも指摘されているとおり、公契約法・公契約条例は、深刻な社会問題となっているワーキングプア問題解決の大きな糸口となるものと考えられる。また、労働者の生活水準の向上は、これまでに日弁連が取り組んできた多重債務問題をはじめ、「貧困」が発生する様々なリスク回避にもつながるものと期待される。

よって、当会は、宮崎県内のすべての地方公共団体に対し、公契約条例の制定を求めるとともに、国に対し、公契約法の制定及び地方公共団体に対して公契約条例制定に向けた支援を行うことを求めるものである。

2013年2月21日

宮崎県弁護士会 会長 松田幸子